

6月1日より、自転車に関する罰則規定が大幅に厳しくなる改正道路交通法が施行されます。以下、警視庁HPから抜粋してあります。

◎自転車の改正道路交通法

危険な運転行為をして3年以内に2回以上摘発された自転車運転者は、公安委員会の命令を受けてから3ヶ月以内の指定された期間に「安全講習」を受けなければならない。子どもであっても14歳以上は受講義務の対象となる。受講費は5700円必要。

⇒危険な運転行為14項目

- ①**信号無視**・・・信号機の信号等に従わない行為
- ②**通行禁止違反**・・・「歩行者用道路」など、道路標識等で自転車の通行が禁止されている道路や場所（歩行者天国など）を通行する行為
- ③**歩行者用道路徐行義務違反**・・・自転車の通行が認められている歩行者用道路を通行する際に、歩行者に注意を払わず、徐行しないこと
- ④**通行区分違反**・・・車道と歩道等が区別されている道路で自転車が通行することができない歩道を通行したり、道路（車道）の右側を通行する行為
- ⑤**路側帯通行時の歩行者通行妨害**・・・自転車が通行できる路側帯で歩行者の通行を妨げるような速度と方法で通行する行為
- ⑥**遮断踏切立ち入り**・・・しゃ断機が閉じていたり、閉じようとしていたり、または警報機が鳴っているときに踏切に立ち入る行為
- ⑦**交差点安全進行義務違反**・・・信号のない交差点で、左からくる車両や優先道路などを通行する車両等の通行を妨害したり、安全に通行しないことなど
- ⑧**交差点優先車妨害等**・・・交差点で右折するときに、その交差点で直進や左折をしようとする車両等の進行を妨害する行為
- ⑨**環状交差点の安全進行義務違反**・・・環状交差点内を通行する車両等の進行を妨害したり、環状交差点に入るときに徐行をしないなどの行為
- ⑩**指定場所一時不停止等**・・・一時停止標識等を無視して交差点に進入したり、交差道路を通行する車両等の進行を妨害する行為
- ⑪**歩道通行時の通行方法違反**・・・歩道の車道寄りの部分や通行指定部分を徐行しなかったり（歩行者がいないときを除く）、歩行者の通行を妨害しそうなのに一時停止しないなどの行為
- ⑫**ブレーキ不良自転車運転**・・・ブレーキ装置がなかったり、ブレーキの性能が不良な自転車で走行する行為
- ⑬**酒酔い運転**・・・アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態
- ⑭**安全運転義務違反**・・・ハンドルやブレーキ等を確実に操作せず、また他人に危害を及ぼすような速度や方法で運転する行為 ※傘さし運転やながらスマホ運転で事故を起こした場合も、安全運転義務違反になることがあります。